

令和7年10月31日(金曜日)

千葉県報

号外第95号

# 千葉県報

号外  
令和7年10月31日

主 要 目 次	告 示	告 示
○ 特定猟具使用禁止区域の指定(十二件)		

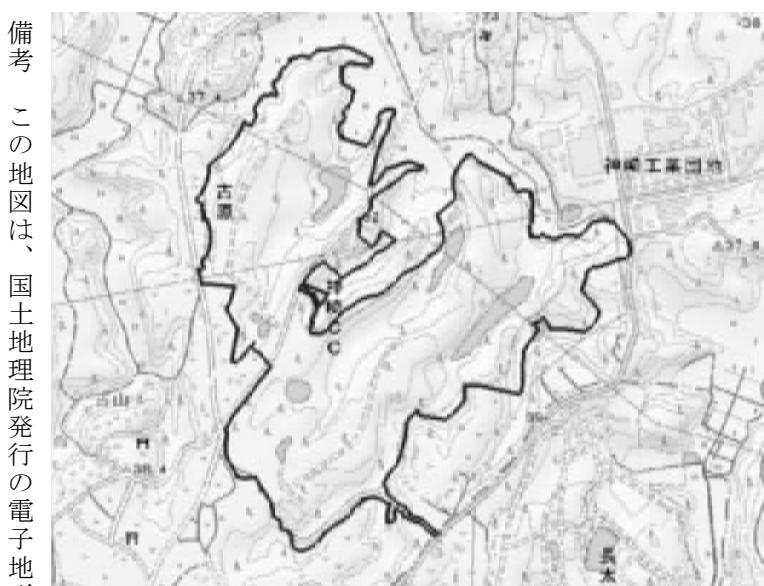
## 千葉県告示第五百五十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第  
三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 名称  
赤とんぼカントリークラブ成田空港コース特定猟具使用禁止区域
- 二 区域及び区域図  
香取郡神崎町古原乙二一三番二ほか三二四筆の赤とんぼカントリークラブ成田空港  
コースの区域内
- 三 面積  
七九ヘクタール
- 四 存続期間  
令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
- 五 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器



2 区域図

## 千葉県告示第五百五十七号

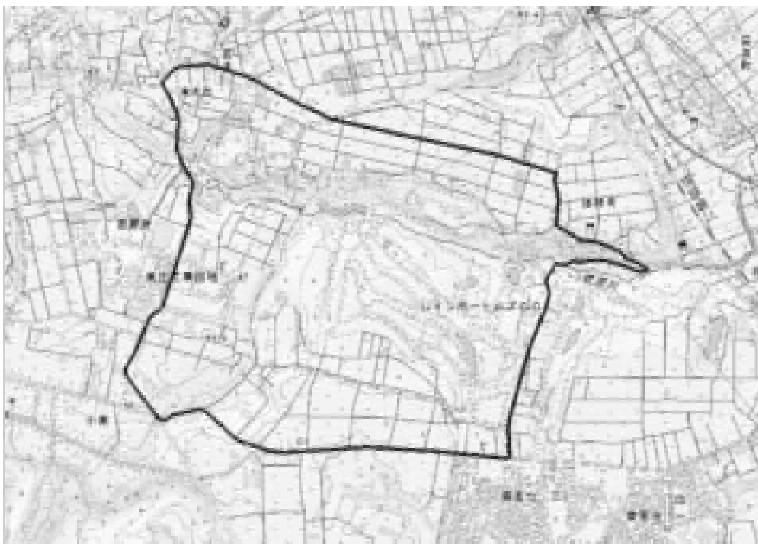
備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第  
三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 名称  
豊里特定猟具使用禁止区域
- 二 区域及び区域図  
銚子市諸持町地先の銚子市市道二〇一八号線と同市市道一〇二九七号線との接点を

<p>四 備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。</p> <p>三 面積 二六〇ヘクタール</p> <p>四 存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで</p>	<p><b>2 区域図</b></p> 	<p>起点とし、同所から同市市道一〇二九七号線を南西へ進み同市市道一〇一一号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一一号線を南西へ進み県道多古篠本線との接点に至り、同所から同町町道〇二一二号線を北西へ進み香取郡東庄町町道〇二一二号線との接点に至り、同所から同町町道〇二一二号線を北西へ進み同町町道〇一〇三号線との接点に至り、同所から同町町道〇二一〇三号線を北西へ進み同町町道〇二一三号線との接点に至り、同所から同町町道〇二一三号線を北西へ進み県道下総橋停車場東城線との接点に至り、同所から県道下総橋停車場東城線を北東へ進み同町町道四〇一三号線との接点に至り、同所から同町町道四〇一三号線を南東へ進み銚子市市道一〇三一四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇三一四号線を南東へ進み同市市道一〇一一号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一一号線を南西へ進み同市市道二〇一八号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一八号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器</p> <p><b>千葉県告示第五百五十八号</b></p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。</p> <p>令和七年十月三十一日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p>
<p>四 備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。</p> <p>三 面積 五九ヘクタール</p>	<p><b>2 区域図</b></p> 	<p>1 区域</p> <p>山武郡横芝光町宮川地先の国道一二六号と山武郡横芝光町町道F二五一号線との接点を起点とし、同所から同町町道F二五一号線を北西へ進み同町町道I一二〇号線との接点に至り、同所から同町町道I一二〇号線を北東へ進み匝瑳市市道一八号線との接点に至り、同所から国道一二六号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p><b>2 区域図</b></p>	<p>五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器</p> <p><b>千葉県告示第五百五十八号</b></p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。</p> <p>令和七年十月三十一日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p>

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで  
五 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

### 千葉県告示第五百五十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

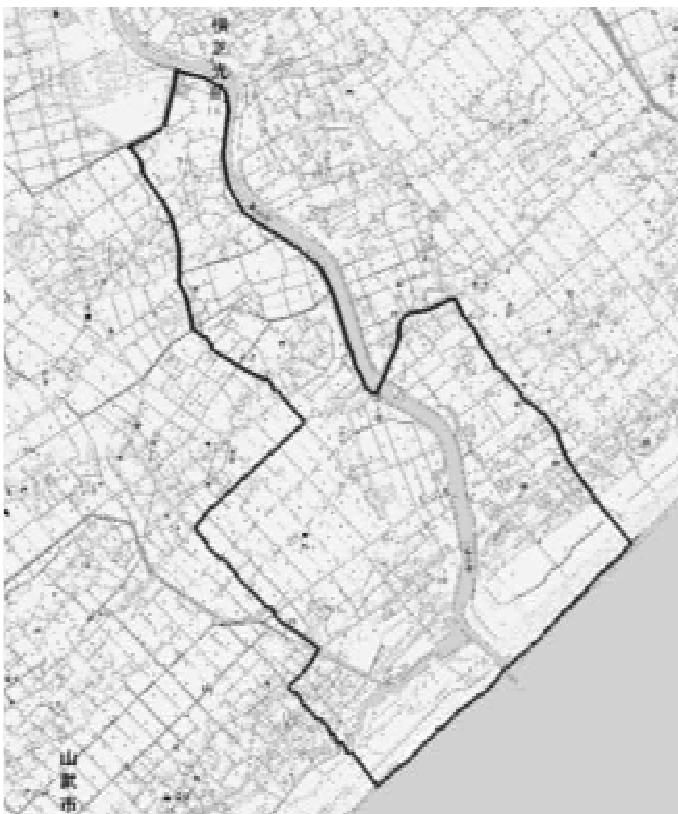
千葉県知事 熊谷俊人

- 一 名称  
栗山川河口特定猟具使用禁止区域

#### 二 区域及び区域図

1

山武郡横芝光町屋形地先の県道横芝上堺線と県道飯岡片貝線との交点を起点として、同所から県道飯岡片貝線を北東へ進み山武郡横芝光町町道D二二三三号線との接点に至り、同所から同町町道D二二三三号線を北西へ進み同町町道D二二三三号線との接点に至り、同所から同町町道D二二三三号線を北東へ進み同町町道D二二三八号線との接点に至り、同所から同町町道D二二三八号線を北西へ進み同町町道I一一三号線との接点に至り、同所から同町町道I一一三号線を北西へ進み幹線北清水一号用水路との交点に至り、同所から幹線北清水一号用水路を北東へ進み栗山川右岸との接点に至り、同所から栗山川右岸を東へ進み県道飯岡片貝線との交点に至り、同所から県道飯岡片貝線を北東へ進み県道横芝停車場白浜線との交点に至り、同所から県道横芝停車場白浜線を南東へ進み同町町道H一六四号線との接点に至り、同所から同町町道H一六四号線を南東へ進み同町町道H一六四号線の終点に至り、同所から同町町道H一六四号線を南東へ延長した直線を南東へ進み九十九里海岸汀線との交点に至り、同所から同海岸汀線を南西へ進み山武市と山武郡横芝光町の境界線との接点に至り、同所から同海岸汀線を北西へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を北西へ進み県道横芝上堺線との接点に至り、同所から県道横芝上堺線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域



2 区域図

### 千葉県告示第五百六十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷俊人

- 一 名称  
山武特定猟具使用禁止区域

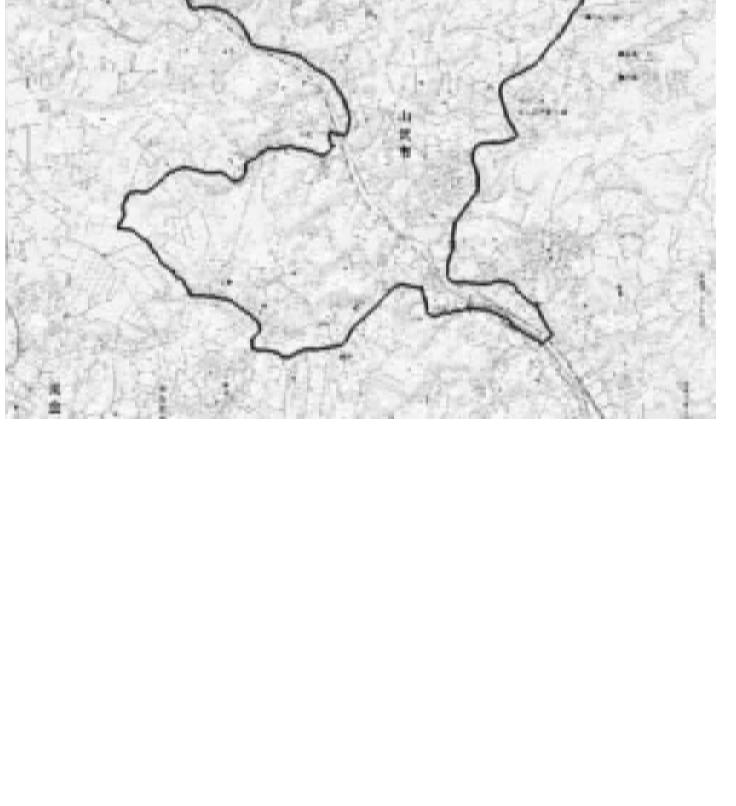
#### 二 区域及び区域図

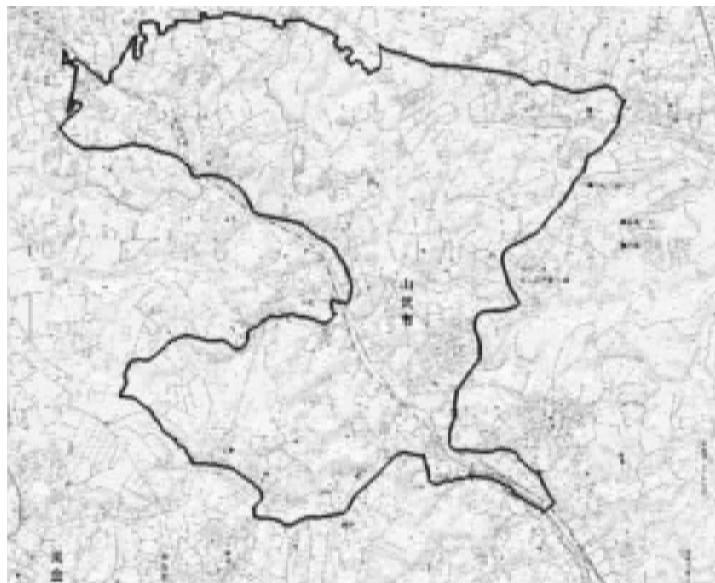
1

山武市埴谷地先の県道千葉八街横芝線と県道横芝山武線との接点を起点として、同所から県道横芝山武線を南西へ進み山武市椎崎三三六番二地先の県道成東酒々井線との

接点に至り、同所から県道成東酒々井線を南西へ進み同市椎崎三三四番一二地先に至り、同所から県道成東酒々井線を南東へ進み同市市道椎崎・植草線との接点に至り、同所から市市道椎崎・植草線を南西へ進み同市市道日向四三七号線との接点に至り、同所から同市市道日向四三七号線を北西へ進み同市市道日向三一二号線との接点に至り、同所から同市市道日向三一二号線を北西へ進み同市市道日向三一三号線との接点に至り、同所から同市市道日向三一二号線との接点に至り、同所から同市市道日向三一二号線との接点に至り、同所から同市市道日向三一二号線との接点に至り、同所から同市市道日向停車場極楽寺線との接点に至り、同所から県道日向停車場極楽寺線との接点に至り、同所から同市市道木原二号線を北東へ進み同市市道木原一号線との接点に至り、同所から同市市道木原一号線を南東へ進み同市市道木原二号線との接点に至り、同所から同市市道木原二号線を北東へ進み同市市道木原一号線との接点に至り、同所から同市市道木原一号線を南東へ進み同市市道木原二号線との接点に至り、同所から同市市道木原二号線を北東へ進み八街市と山武市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み県道千葉八街横芝線との交点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2 区域図





2  
区域圖

横芝線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

ら同境界線を北東へ進み県道千葉八街横芝線との交点に至り、同所から県道千葉八街

同所水の同市同道不廻一里續行南東へ進み見道左東洋へ元経の折れに至り、同所か

り 同所から同市市道木原二号線を北東へ進み同市市道木原一号線との接点に至り

り、同所から同市市道下布田・武勝線を北西へ進み同市市道木原二号線との接点に至り、同所から同市市道木原一號線にて東へ進み同市市道木原二号線にて接続となり、

との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同市市道下布田・武勝線との接点に至

に至り、同所から県道日向停車場極楽寺線を北西へ進み同市下布田五番二地先の赤道

同所から同市市道日向三一三号線を北西へ進み同市市道日向三二二号線との接点に至り、同所から同市市道日向三一二号線を北西へ進み景道日向亭車場極楽寺線との接点

から同市市道田向三一二号線を北西へ進み同市市道田向三一三号線との接点に至り、

同市市道日向四三七号線を北西へ進み同市市道日向三一二号線との接点に至り、同所

市市道椎崎・植草線を南東へ進み同市市道椎崎・植草線との接点に至り、同所から同

り、同所から県道成東酒々井線を南東へ進み同市椎崎五六〇番二地先に至り、同所か

接点に至り、同所から県道成東酒々井線を南西へ進み同市椎崎三四番一二地先に至

卷之三

四

東二三五号線を北西へ進み山武市市道成東二三五号線との接点に至り、同所から同市市道成東・姫島線を北東へ進み同市市道成東・姫島線との接点に至り、同所から同市市道成東一七三号線を北東へ進み同市市道成東一七四号線との接点に至り、同所から同市市道成東一七四号線を北西へ進み同市市道成東一七四号線の終点に至り、同所から同市市道成東一七八号線を南東へ進み同市市道成東・湯坂線との接点に至り、同所から両総用水路を北東へ進み同市市道成東一七八号線との交点に至り、同所から両総用水路を北東へ延長した直線を北東へ進み同市市道成東一七八号線との交点に至り、同所から同市市道成東一七八号線を北西へ延長した直線を北西へ進み両総用水路との交点に至り、同所から同市市道成東一七八号線を北西へ進み同市市道成東・湯坂線との接点に至り、同所から同市市道成東・湯坂線を北西へ進み同市市道板附・湯坂線との接点に至り、同所から同市市道板附・湯坂線を北西へ進み同市市道成東八一号線との接点に至り、同所から同市市道成東八一号線を北東へ進み同市市道日向三七二号線との接点に至り、同所から同市市道日向三七二号線を西へ進み同市市道矢部・西湯坂線との接点に至り、同所から同市市道矢部・西湯坂線を南西へ進み東金市集落道二号線との接点に至り、同所から同市市道東金源線を北西へ進み山武市市道椎崎・植草線との接点に至り、同所から同市市道椎崎・植草線を北東へ進み同市市道日向三一七号線との接点に至り、同所から同市市道日向三一七号線を北西へ進み同市市道椎崎・植草線との接点に至り、同所から同市市道椎崎・植草線を北東へ進み県道成東酒々井線との接点に至り、同所から

<p><b>千葉県告示第五百六十二号</b></p> <p><b>2 区域図</b></p> <p>道成東酒々井線を南東へ進み同市市道成東・津辺線との接点に至り、同所から同市市道成東・津辺線を南西へ進み作田川左岸との交点に至り、同所から作田川左岸を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、愛宕山鳥獣保護区の区域を除く。</p>  <p><b>1 区域図</b></p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。</p> <p>令和七年十月三十一日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p><b>一 名称</b> 山室特定猟具使用禁止区域</p> <p><b>二 区域及び区域図</b></p> <p>山武市松尾町山室地先の山武市市道松尾町山室一号線と県道横芝山武線との接点を起点とし、同所から県道横芝山武線を南西へ進み同市市道睦岡六一号線との接点に至り、同所から同市市道睦岡六一号線を北西へ進み同市市道豊岡二四号線との接点に至り、同所から同市市道豊岡二四号線を北西へ進み同市市道松尾町山室一号線との接点に至り、同所から同市市道松尾町山室一号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p>  <p><b>3 面積</b> 七三五ヘクタール</p> <p><b>4 存続期間</b> 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで</p> <p><b>5 禁止に係る特定猟具の種類</b> 銃器</p> <p><b>備考</b> この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。</p> <p><b>3 面積</b> 七三五ヘクタール</p> <p><b>4 存続期間</b> 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで</p> <p><b>5 禁止に係る特定猟具の種類</b> 銃器</p> <p><b>備考</b> この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。</p>				
--	--	--	--	--

五

禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 千葉県告示第五百六十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷俊人

- 一 名称  
白里海岸特定猟具使用禁止区域  
二 区域及び区域図

## 1 区域

大網白里市北今泉地先の大網白里市市道五一〇一〇九号線と大網白里市と山武郡十九里町との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を南東へ進み九十九里海岸汀線との接点に至り、同所から九十九里海岸汀線を南西へ進み大網白里市と長生郡白子町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み大網白里市市道一〇一七六号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇一七六号線を北東へ進み同市市道〇一一〇二五号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇二五号線を北西へ進み同市市道六一〇一六五号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇一六五号線を北東へ進み同市市道六一〇一四五号線の終点とを結んだ直線を北東へ進み同市市道六一〇一四五号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇一四五号線を北東へ進み同市市道〇一一〇二四号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇二四号線を北西へ進み同市市道六一〇一三〇号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇一三〇号線を北東へ進み同市市道五一一〇一二七号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇一二七号線を北東へ進み同市市道五一〇一二一號線との接点に至り、同所から同市市道五一〇一二一號線を北東へ進み同市市道五一〇一〇九号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇一〇九号線を北東へ進み起點に至る線で囲まれた区域



2 区域図

備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三 面積  
二一九ヘクタール

四 存続期間  
令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

## 千葉県告示第五百六十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

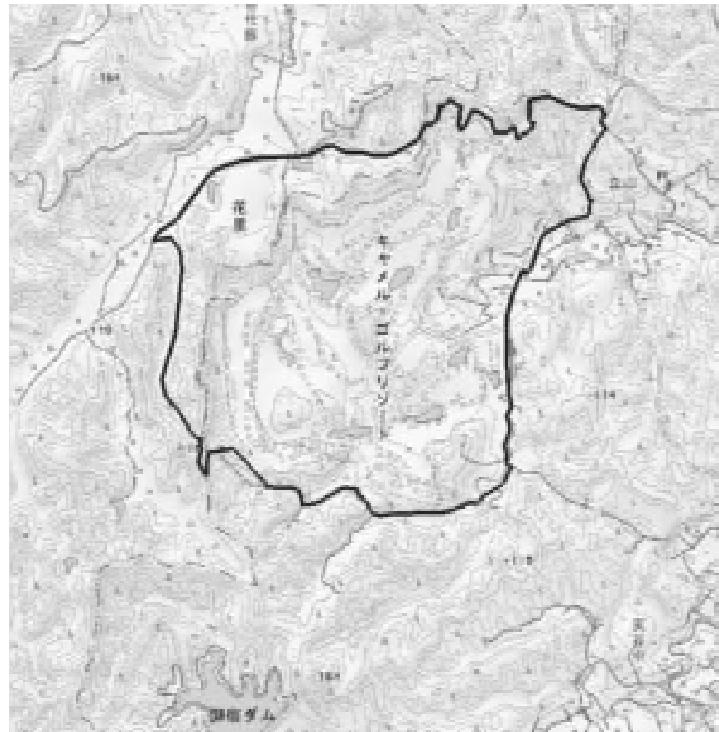
千葉県知事 熊谷俊人

- 一 名称  
睦沢町入山津特定猟具使用禁止区域  
二 区域及び区域図

## 1 区域

長生郡睦沢町上之郷地先の長生郡睦沢町町道鳴谷市野々線と同町町道六九〇号線との接点を起点とし、同所から同町町道六九〇号線を北東へ進み同町町道六九五号線を北東へ進み同町町道六九五号線との接点に至り、同所から同町町道六九七号線との接





千葉県告示第五百六十六号  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日  
千葉県知事 熊谷俊人  
千葉県告示第五百六十六号  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。  
令和七年十月三十一日

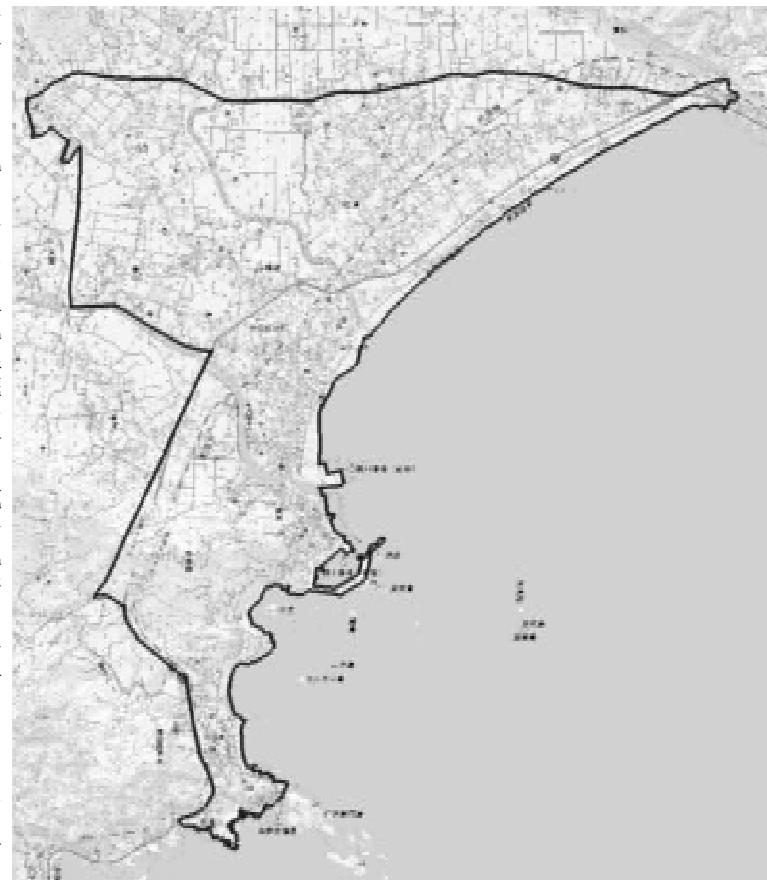
- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 区域      | 一 名称<br>鴨川特定猟具使用禁止区域                  |
| 2 区域及び区域図 | 鴨川市東町地先の国道一二八号(バイパス)と鴨川市浜荻と同市東町との境界線と |

この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

の交点を起点とし、同所から同境界線を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を北西へ進み待崎川左岸との接点に至り、同所から同所と待崎川右岸と海岸汀線との接点とを結んだ直線を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を南東へ進み曾呂川左岸との接点に至り、同所から同所と曾呂川右岸と海岸汀線との接点とを結んだ直線を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を南東へ進み同市太海浜二三番二地先の海岸汀線が南西方向へ曲がる屈折点に至り、同所から海岸汀線を北西へ延長した直線を北西へ進み国道一二八号との交点に至り、同所から国道一二八号を北東へ進み県道鴨川富山線との交点に至り、同所から県道鴨川富山線を北西へ進み同市宮地先の東京電力パワーグリッド株式会社送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を北東へ進み県道鴨川保田線との交点に至り、同所から県道鴨川保田線を西へ進み同市市道貝渚大里線との交点に至り、同所から同市市道貝渚大里線を北西へ進み鶴妻堰堤との交点に至り、同所から鶴妻堰堤を南西へ進み同市打墨二、五一〇番一地先の同市市道水田大塚線との接点に至り、同所から同市市道水田大塚線を北西へ進み同市市道寺ノ下宮田線との交点に至り、同所から同市市道寺ノ下宮田線を南西へ進み同市市道大日下東廻塚線との接点に至り、同所から同市市道大日下東廻塚線を北東へ進み県道天津小湊田原線との接点に至り、同所から県道天津小湊田原線を北東へ進み国道一二八号(バイパス)との交点に至り、同所から国道一二八号(バイパス)を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2  
区域圖



**備考** この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

- 八七八ヘクタール  
存続期間

五 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで  
禁止に係る特定猟具の種類

四 銃器

千葉県告示第五百六十七号  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八  
三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。  
令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷俊一

一 名称  
木更津市清川特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

木更津市東太田四丁目地先の木更津市市道一二五号線と県道木更津末吉線との接点に至り、同所から同市市道六三六二号線を北東へ進み同市市道六五四三号線との接点に至り、同所から同市市道六五四四号線との接点に至り、同所から同市市道六五四四号線との接点に至り、同所から同市市道六三六五号線との接点に至り、同所から同市市道六三六五号線を北東へ進み同市市道一一八号線との接点に至り、同所から同市市道一一八号線を北西へ進み同市市道一二一号線との接点に至り、同所から同市市道一二一号線との接点に至り、同所から同市市道一二一号線との接点に至り、同所から同市市道五〇九一号線との接点に至り、同所から小櫃川右岸河川管理用道路との接点に至り、同所から小櫃川右岸河川管理用道路との接点に至り、同所から同市市道五〇九一号線との接点に至り、同所から同市市道一五一号線との接点に至り、同所から同市市道一五一号線との接点に至り、同所から同市市道一五一号線との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み小櫃川右岸河川管理用道路との接点に至り、同所から小櫃川右岸河川管理用道路を北東へ進み同市市道五〇九一号線との接点に至り、同所から同市市道五〇九一号線を北東へ進み同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同農道を南東へ延長した直線を南東へ進み木更津市と袖ヶ浦市との境界線との交点に至り、同所から同里道を南東へ延長した直線を南東へ進み木更津市市道一五一号線との接点に至り、同所から同市市道一五一号線を南西へ進み同市椿六七一番地先の里道との接点に至り、同所から同里道を南東へ延長した直線を南東へ進み同市椿五九二番三地先の里道との接点に至り、同所から同里道を南東へ延長した直線を南東へ進み同市市道六四一六号線との接点に至り、同所から同市市道六四一六号線を南東へ進み同市笛子五六二番一四地先の生活道路との接点に至り、同所から同市市道二二六号線を南東へ進み同市笛子六一九番三地先の生活道路との接点に至り、同所から同市市道六四一六号線を南東へ進み同市市道六四二号線との接点に至り、同所から同生活道路を南東へ進み同市市道六四二号線との接点に至り、同所から同市市道六四一〇号線を北西へ進み東関東自動車道千葉富津線を南西へ進み同市市道六四一〇号線との接点に至り、同所から同市市道六六四五号線を南東へ進み同市市道六六四五号線との接点に至り、同所から同市市道一二五号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2区域図



千葉県  
備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。  
三面積 五〇二ヘクタール  
四 銃器  
五 存続期間  
令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで  
禁止に係る特定猟具の種類

購読料 本号一部

30円

発行者 購読申込先 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 ○四三(二二三)二六五八